

# 日本化粧品学会誌投稿規定

(令和2年1月改訂)

## 1. 誌名

本誌の名称は日本化粧品学会誌、略称、化粧品誌とする。

英名は Journal of Japanese Cosmetic Science Society, 略名は J. Jpn. Cosmet. Sci. Soc. とする。

## 2. 投稿資格

投稿は会員、非会員を問わない。

## 3. 著作権

本誌に記載された論文の著作権は本会に属する。ただし、著者（および著者の所属する機関）は、個人利用、機関内での利用、学術目的で論文を利用する権利、工業所有権を行使する権利を保持する。

## 4. 倫理的配慮

ヒトを対象とする医学研究においては、ヘルシンキ宣言に基づき、医学研究以外のヒトを対象とする研究においては、ヘルシンキ宣言の趣旨・精神を踏まえ、厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」にしたがって、研究を行うこと。また、倫理審査委員会による承認や同意取得についても論文に記載すること。

## 5. 利益相反

当該研究における研究者の関連組織との関わり等他者との利害関係の有無に関して開示すること。

## 6. 投稿原稿

6.1 投稿原稿は一般論文 (Regular Article), ノート (Note), 速報 (Communication), 報告 (Report) のいずれかで、印刷物等 (電子媒体含む) として未発表のものとする。

6.2 一般論文は刷上り10ページ以内、ノート、速報、報告は5ページ以内を原則とする。

6.3 論文は、英文または和文とする。

6.4 原稿は本投稿規定および執筆要領に従って書き、英文要旨 (300語以内)、英文キーワード (5個以内) とともに標題、筆者名、所属を付して提出する。英文要旨には必ず対応する和文要旨を添付すること。

6.5 原稿 (図、写真、表を含む) は電子データ (原則として PDF) で提出 (メール添付もしくは郵送) すること。

原稿提出後、編集事務局からの原稿受領連絡がない場合は、必ず問い合わせをすること。

## 7. 原稿の審査・掲載

7.1 投稿原稿の採否は2名以上の審査員の審査結果により編集委員会が決定する。受理した原稿は原則として返却しない。

7.2 編集委員会は投稿原稿について修正、追加、削除を求めることがある。

7.3 編集委員会の審査によって返却され、再提出を求められた原稿は、原則として返送日から2カ月以内に再提出すること。2カ月を経過して再提出された場合は、新規投稿として扱われることもある。

7.4 投稿原稿は受理した順に掲載される。可及的速やかな掲載を希望する場合には「特別掲載」を申し込むことができる。この場合には特別掲載料を申し受ける。

## 8. 筆者校正

8.1 筆者校正は原則として1回とする。

8.2 印刷上の誤り以外の字句の修正、あるいは原稿になかった文字の挿入および図版の修正は原則として認めない。

## 9. その他

9.1 学術大会の特別講演、シンポジウム、教育セミナーの原稿は原則として掲載する。

9.2 投稿料は原則として無料とする。ただし写真、図、表 (カラー、規定外サイズ、トレース) は筆者に連絡のうえ、別に実費を申し受けることがある。

9.3 別刷は有料とする。希望の場合はPDF 1部3,500円で申し受ける。筆者校正の際に申し込むこと。

## 10. 原稿送付先および照会

原稿の送付および原稿に関する照会は下記宛とする。

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 332-6

パブリッシングセンター

(株)国際文献社内

日本化粧品学会編集事務局

Tel. 03-6824-9363 Fax. 03-5206-5332

E-mail: jcs-edit@bunken.co.jp